

令和8年度「ふくしまプライド。」県産農林水産物販売力強化支援事業 質疑応答

No.	質問事項	回答
1	補助率の導入について	意欲的に取り組む団体等の活動を支援し、効果的な取組により自立して継続的に活動するステップを支援するため、補助率を導入します。プライド補助金は国の復興財源を活用しているため、団体の皆さんが自立して事業を継続していけるよう、今後も補助率を見直していく予定です。
2	補助率を導入し自己負担が必要となることで、小さな団体は事業を継続できなくなるのではないかと。	申請団体の負担が急激に大きくならないよう、R8年度から段階的に補助率を見直していきます。貴団体においても、事業を継続できるような体制を構築しながら取り組んでいただきたいと思います。
3	相双地域等ではまだ本格的に営農を再開できていない地域もあり、プライド補助金を活用する段階にない状態。今後補助が必要となったタイミングで活用できる事業がなくなってしまうのではないかと。	「福島県農林水産物等販路拡大タイアップ事業」など、復興のステージに応じた支援を行っています。地域の農林事務所へご相談ください。
4	新規申請団体・継続申請団体の基準	令和2年度以降に当該補助金に採択されたことのない団体を新規申請団体とします。 (過去に申請したことがあっても、不採択だった場合は新規申請団体とします)
5	すでに補助金を受けている継続申請団体と構成員が重複している団体でも、団体名が異なれば新規申請団体として認められるか。	意思決定に必要な人数(団体の規約で定められている人数)を目安とし、構成員の重複がそれ以下であれば、新規申請団体とします。
6	事業実施主体が提出する申請書等の押印省略について	県財務規則の改正(押印の見直し)に伴い、申請書等の押印は必須ではありません。ただし、県産産振興事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、要綱及び要領の各種様式にて「責任者及び担当者」を届け出る必要があります。
7	GAPの嵩上げについて	GAPによる生産物のPRや販売促進に係る嵩上げについては、 ①計画承認申請書の段階では、GAPによる生産物のPRや販売促進を行う趣旨の記載があるかどうかで判断します。 ②実績報告の段階では、GAPによる生産物のPRや販売促進を行ったことが確認できる写真等を含む書類の添付により確認を行います。
8	GAPの嵩上げは、GAPに取り組んでいない農作物が含まれていても可能か。	GAPに取り組む農産物が一品目でもあれば、GAPに取り組んでいない農産物が含まれていても上限までの嵩上げが可能です。 各事業者の嵩上げ上限額は以下のとおりです。 ・民間団体上限額: 300千円プラス ・県域等農業団体上限額: 800千円プラス
9	GAP認証マークを取得する費用は、補助対象か。	GAP認証マークは、認証GAPを取得する流れのなかで取得するものと考えますので、補助の対象外となります。
10	各経費について	「デザイン費」は、パッケージングの向上による販売促進に取り組むことを前提とした経費とし、事業目的の範囲内であれば、それ以外のデザイン費も補助対象です。 具体的には、販売促進用のキャラクターデザインや、ポスターのデザイン等が想定されます。
11		「調査費」は、県産農林水産物をPRするための消費者の意識調査、試食に対するアンケートなどへ使用することを想定しています。 そのため、消費者意識調査を外部の調査会社等へ委託する場合の委託料、現地でアンケートを取る調査員の人件費、調査に伴う消耗品の購入経費などを補助対象としています。 ただし、すでに公表されている国及び県の調査と明らかに重複するものは対象外となりますので、調査を企画する段階で十分に下調べをお願いします。
12		「試作費」は、パッケージングの向上に伴う試作品の作成を想定しています。 そのため、パッケージングの向上への取組に伴う試作品を作るための材料費、パッケージングの版代などが含まれます。 当事業は、あくまで商品の販売力強化を目的としているため、販売するもの自体の加工・開発等は補助対象に含まれていません。そのため、新商品開発の試作品は補助の対象外となります。
13		その他対象経費として、振込の際に発生する手数料などを想定しています。

No.	質問事項	回答
14	団体に所属する個人が販売する製品のウェブサイト作成は補助対象か。	対象外です。 ウェブサイト作成・維持費は、補助金を申請した団体が管理するウェブサイトの作成・維持を補助対象としているため、個人が管理するウェブサイトは対象外です。
15	団体に所属する個人が販売する製品のパッケージング改良は補助対象か。	条件を満たした場合は、補助の対象です。 注：パッケージングの向上を行う製品は、団体に所属する個人や店が販売しているため、団体として該当商品のパッケージング向上に取り組むという意味決定や、団体としてその製品の販路拡大・販売促進に取り組むことを前提に対象となります。 (所属する特定の個人や店、法人等の営利活動としてのパッケージングの改良にならないよう注意してください。)
16	活動内容が「パッケージングの改良」のみの場合は補助対象か。	補助の対象外です。 「改良」だけでなく、「改良されたパッケージングの活用」が活動実績として必要となります。
17	民間団体が、パッケージング向上の取組のみを行う場合でも補助対象か。	補助金上限額の全額を、パッケージングの向上(前問の「改良し活用すること」)に使っても差し支えありません。
18	パッケージングの向上とは、当該年度における新規の取組に係る新たな追加経費のみ認めるという理解でよいか。(前年度末に来年度用に改良したものは対象外か。)	事業期間内に新たに取組んだもののみが対象となります。
19	ふるさと納税の返礼品にかかるパッケージの改良は補助対象か。	当事業の目的と異なるため、対象外です。
20	農林水産業者若しくは商工業者が新たに団体を組織して補助金を申請する場合に、補助金を受ける他の団体の構成員と重複していても問題ないか。	意思決定に必要な人数(団体の規約で定められている人数)を目安とし、それ以下であれば構成員の重複は問題ありません。
21	一般社団法人等の単体の法人格で補助金を申請できるものが、補助金を受ける他の民間団体に所属しながら、単体の法人格としても補助金を申請しても問題ないか。	一般社団法人等が所属する民間団体の規約を確認し、該当の一般社団法人等が単体で所属する民間団体の意思決定ができないのであれば、別団体として一般社団法人単体での補助金申請が可能です。
22	商品パッケージに貼る販促用のラベルは補助対象か。 ラベルが補助対象の場合に、商品パッケージの量産が補助対象外となることとの整理はどうなるのか。	商品パッケージに貼る販促のためのラベルは補助対象となり、資材作成費での支出が可能です。 商品パッケージの量産との関係では、通常、販売原価に含まれている、商品販売する上で必要不可欠な商品名などのパッケージや容器、表示が必要な項目のラベルやシールは補助対象外となり、他の商品との差別化を図るなど販促促進のために貼るラベルやシールは補助対象となります。
23	通信運搬費について、イベントや出展等での商品(販売に対して利益がでるもの)の配送料は補助対象か。 また、アマゾン等のオンラインストアへのストック商品の配送は補助対象か。	販売向けの商品に係る配送料は、通常、販売原価に含まれており、そこから回収するべきものであるため、スーパー、百貨店、アマゾン等オンラインストアなど小売を生業とする事業者及び消費者への配送料は補助対象外です。ただし、単発的に実施されるイベント等における、販売を目的としない商品サンプル等の配送料については補助対象となります。
	商品のPRに使用するロゴマークの商標管理に関する費用(相談費用、管理委託費用等)については、補助対象経費となるか。	ロゴマークの商標管理は、自己の財産管理の一環であり、販売力強化支援事業の目的に沿わないと考えられるため、補助の対象外となります
	木材や花卉を販売促進品目とした事業は補助対象か。	本補助金は、県産農林水産物の風評払拭を目的としているため、「国が風評の存在を認めていない木材・花卉のみ」を販売促進品目とする事業は補助対象外です。
	県内で加工した加工食品(原材料に県産農林水産物を使用していないもの)の販売促進を行う事業は補助対象か。	県内で加工した加工食品であっても、主たる食材が県産農林水産物でない場合は、補助の対象外となります。
24	要領別表に定める民間団体事業実施主体のうち、「農林漁業者の組織する団体」に会社法人は含まれるか。	当該会社法人の農業に従事する正社員(役員含む)が「農家2戸以上」である場合は含まれます。ただし、当該会社法人への就職を機に就農した法人就農者は、ここでいう「農家」とは認められないため、このような法人就農者と正社員である農家で2戸となっても農林漁業者の組織する団体とはなりません。元から農家である者が会社の役員となり、共同経営の形である場合は、当該会社法人の農業に従事する正社員(役員含む)に該当します。